

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月19日
【届出者の氏名又は名称】	MMパワー合同会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
【電話番号】	03-5253-6646
【事務連絡者氏名】	リーガルチーム チーム長 和田 佳昭
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	MMパワー合同会社 (東京都港区虎ノ門一丁目2番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、MMパワー合同会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ジャパン・インフラファンド投資法人をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「投信法」とは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注8) 本書中の「株券等」及び「投資証券」とは、投資口に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注11) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年11月7日付で提出いたしました公開買付届出書につきまして、対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の投資主の皆様の本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025年12月19日付で、公開買付期間を2025年11月7日から2026年1月7日まで延長し、合計38営業日とする旨を決定したことに伴い、上記公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事由が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針
公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
対象者における意思決定の過程及び理由

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

対象者における利害関係を有しない役員全員の承認

対象者の投資主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置等

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要
(訂正前)

< 前略 >

・ 本公開買付け実施後

本公開買付け実施後、みずほリースは、丸紅が所有するJIA株式90.0%のうち39.0%、みずほ銀行が所有するJIA株式の5.0%、みずほ信託銀行が所有するJIA株式の5.0%（合計：49.0%）を取得することに合意しております。なお、JIA株式のみずほリースへの譲渡時期は本決済開始日と同日である2025年12月26日を予定しております。

< 中略 >

・ 本取引実施後

本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者投資口の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、対象者の投資主を公開買付者のみとし、対象者を完全子法人化するための本スキーズアウト手続を実施いたします。本スキーズアウト手続の効力発生後のJIAに対する所有割合は、みずほリース49.0%、丸紅51.0%となる予定です。なお、本スキーズアウトの効力発生は2026年3月中旬を予定しております。

< 中略 >

対象者が2025年11月6日付で公表した「MMパワー合同会社によるジャパン・インフラファンド投資法人（証券コード9287）投資口に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者役員会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の投資主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者役員会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない役員全員の承認」をご参照ください。

(訂正後)

< 前略 >

. 本公開買付け実施後

本公開買付け実施後、みずほリースは、丸紅が所有するJIA株式90.0%のうち39.0%、みずほ銀行が所有するJIA株式の5.0%、みずほ信託銀行が所有するJIA株式の5.0%（合計：49.0%）を取得することに合意しております。なお、JIA株式のみずほリースへの譲渡時期は本決済開始日と同日である2026年1月15日を予定しております。

< 中略 >

. 本取引実施後

本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者投資口の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、対象者の投資主を公開買付者のみとし、対象者を完全子法人化するための本スキーズアウト手続を実施いたします。本スキーズアウト手続の効力発生後のJIAに対する所有割合は、みずほリース49.0%、丸紅51.0%となる予定です。なお、本スキーズアウトの効力発生は2026年3月中旬～下旬を予定しております。

< 中略 >

対象者が2025年11月6日付で公表した「MMパワー合同会社によるジャパン・インフラファンド投資法人（証券コード9287）投資口に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者役員会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の投資主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

その後、対象者は、2025年12月19日開催の対象者役員会において、本買付条件等変更（以下に定義します。）後も、引き続き、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者における意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者投資口を所有する投資主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

なお、上記各対象者役員会の意思決定過程の詳細については、いずれも対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない役員全員の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

() 本取引の実施を決定するに至るまでの検討及び交渉過程

(訂正前)

< 前略 >

最終的に、公開買付者らは、2025年11月5日、対象者及び対象者が設置した本特別委員会より、最終的な意思決定は対象者が設置した本特別委員会の答申を踏まえた上で2025年11月6日に開催される対象者の役員会決議を経てなされることを前提として、本公開買付価格を65,000円とすることを受諾する旨の回答を受領し、本公開買付価格を65,000円とすることについて対象者との間で合意いたしました。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

最終的に、公開買付者らは、2025年11月5日、対象者及び対象者が設置した本特別委員会より、最終的な意思決定は対象者が設置した本特別委員会の答申を踏まえた上で2025年11月6日に開催される対象者の役員会決議を経てなされることを前提として、本公開買付価格を65,000円とすることを受諾する旨の回答を受領し、本公開買付価格を65,000円とすることについて対象者との間で合意いたしました。

その後、公開買付者は、2025年11月7日から、本公開買付けを開始いたしました。対象者の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、慎重に検討した結果、対象者の投資主の皆様に対し本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025年12月19日付で、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を2026年1月7日まで延長し、公開買付期間を合計38営業日とすること（以下「本買付条件等変更」といいます。）を決定いたしました。なお、公開買付者としては、65,000円という本公開買付価格は、対象者の価値を十分に反映しているものと考えており、対象者の投資主の皆様に対し対象者投資口の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていることから、本公開買付価格の変更はございません。

< 後略 >

対象者における意思決定の過程及び理由

() 検討・交渉の経緯、及び対象者の意思決定の内容

(訂正前)

< 前略 >

こうした判断のもと、対象者は、本公開買付けを含む本取引が対象者の価値の向上ないし投資主の共同の利益の最大化に資するものであると判断し、また、本公開買付価格は投資主にとって有用な投資回収の機会であると考え、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2025年11月6日開催の対象者役員会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。なお、当該対象者役員会における決議の方法については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における利害関係を有しない役員全員の承認」をご参照ください。

(訂正後)

< 前略 >

こうした判断のもと、対象者は、本公開買付けを含む本取引が対象者の価値の向上ないし投資主の共同の利益の最大化に資するものであると判断し、また、本公開買付価格は投資主にとって有用な投資回収の機会であると考え、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2025年11月6日開催の対象者役員会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。その後、対象者は、2025年12月19日開催の対象者役員会において、本買付条件等変更後も、引き続き、上記に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。なお、上記各対象者役員会における決議の方法については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における利害関係を有しない役員全員の承認」をご参照ください。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

() 判断内容

(訂正前)

本特別委員会は、以上の経緯で、本諮問事項について慎重に検討及び協議を重ねた結果、委員全員一致の決議により、2025年11月6日、対象者役員会に対し、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

< 中略 >

b) 答申の理由

(イ) 本取引に係る手続の公正性

(c) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

< 中略 >

また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法定期間である20営業日と比べて比較的長期間である30営業日とする予定であり、対象者の投資主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保していることから、間接的なマーケット・チェックが行われていると認められる。一方、対象者は、市場における潜在的な買収者の有無を調査する積極的なマーケット・チェックは行っていないが、情報管理の観点等からその実施は容易ではないこと、上記の間接的なマーケット・チェックが有効に機能し得ること等から、本取引において、積極的なマーケット・チェックを行っていないことをもって手続の公正性を損なうものではないと考えられる。

< 後略 >

(訂正後)

本特別委員会は、以上の経緯で、本諮問事項について慎重に検討及び協議を重ねた結果、委員全員一致の決議により、2025年11月6日、対象者役員会に対し、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。また、本特別委員会は、委員全員一致の決議により、2025年12月19日、本買付条件等変更後においても、本取引の目的の合理性、本取引に係る手続の公正性及び本取引の取引条件の公正性・妥当性に関する事情に変更はないと認められるため、本答申書の内容に変更はないことを承認したとのことです。

< 中略 >

b) 答申の理由

(イ) 本取引に係る手続の公正性

(c) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

< 中略 >

また、公開買付者は、公開買付期間について、法定期間である20営業日と比べて比較的長期間である30営業日とする予定であり、対象者の投資主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保していることから、間接的なマーケット・チェックが行われていると認められる。一方、対象者は、市場における潜在的な買収者の有無を調査する積極的なマーケット・チェックは行っていないが、情報管理の観点等からその実施は容易ではないこと、上記の間接的なマーケット・チェックが有効に機能し得ること等から、本取引において、積極的なマーケット・チェックを行っていないことをもって手続の公正性を損なうものではないと考えられる。

< 後略 >

対象者における利害関係を有しない役員全員の承認
(訂正前)

< 前略 >

その結果、対象者は、「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者における意思決定の過程及び理由」のとおり、対象者が保有する再生可能エネルギー発電設備等の保有と運営の一体化によりシナジー効果を見込むことができ、また、完全子法人化によるコスト削減、及びより効果的な事業拡大が可能となることから、本公開買付けを含む本取引が対象者の価値の向上ないし投資主の共同の利益の最大化に資するものであると判断し、また、本公開買付価格は、PwCアドバイザリーによる投資口価値算定結果のうち、市場投資口価格基準方式及び類似投資法人比準方式による投資口価値算定結果の上限値を上回っており、DCF方式による投資口価値算定結果のレンジの中央値を上回っており、また修正簿価純資産方式による投資口価値算定結果のレンジの範囲内であり、本公開買付価格の妥当性を否定するものではなく、むしろ有用な投資回収の機会であると考え、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2025年11月6日開催の対象者役員会において、審議及び決議に参加した対象者の役員の全員一致(対象者の執行役員1名及び監督役員2名のうち、執行役員である佐々木聡氏を除く、審議及び決議に参加した2名の全員一致)で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

なお、対象者の執行役員である佐々木聡氏は、JIAの代表取締役を兼任しており、本取引がJIAの事業に重要な影響を及ぼし得ること、本取引の関連取引としてみずほリースがJIAの大口の株主となることが想定されていることなど、JIAが本取引について対象者の投資主の利益とは異なる利害関係を有することから、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引であると考えられることに鑑み、今般の完全子法人化取引の提案に対する対象者の判断の公正性に疑義を生じさせない観点から、JIAの代表取締役としてJIAとみずほリースとの間のJIA株式の譲渡取引に関する協議にのみ参加し、本特別委員会の設置及びそれ以降の本対象者役員会(上記の2025年11月6日開催の対象者役員会を含みます。)の本取引に係る審議及び決議、また公開買付者並びにその親会社との本取引に関する協議に加わっていないとのことです。

(訂正後)

<前略>

その結果、対象者は、「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者における意思決定の過程及び理由」のとおり、対象者が保有する再生可能エネルギー発電設備等の保有と運営の一体化によりシナジー効果を見込むことができ、また、完全子法人化によるコスト削減、及びより効果的な事業拡大が可能となることから、本公開買付けを含む本取引が対象者の価値の向上ないし投資主の共同の利益の最大化に資するものであると判断し、また、本公開買付価格は、PwCアドバイザリーによる投資口価値算定結果のうち、市場投資口価格基準方式及び類似投資法人比準方式による投資口価値算定結果の上限値を上回っており、DCF方式による投資口価値算定結果のレンジの中央値を上回っており、また修正簿価純資産方式による投資口価値算定結果のレンジの範囲内であり、本公開買付価格の妥当性を否定するものではなく、むしろ有用な投資回収の機会であると考え、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2025年11月6日開催の対象者役員会において、審議及び決議に参加した対象者の役員の全員一致（対象者の執行役員1名及び監督役員2名のうち、執行役員である佐々木聡氏を除く、審議及び決議に参加した2名の全員一致）で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

また、対象者は、2025年12月19日開催の対象者役員会において、本買付条件等変更後も、引き続き、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者における意思決定の過程及び理由」のとおり、審議及び決議に参加した対象者の役員の全員一致（対象者の執行役員1名及び監督役員2名のうち、執行役員である佐々木聡氏を除く、審議及び決議に参加した2名の全員一致）で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の投資主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

なお、対象者の執行役員である佐々木聡氏は、JIAの代表取締役を兼任しており、本取引がJIAの事業に重要な影響を及ぼし得ること、本取引の関連取引としてみずほリースがJIAの大口の株主となることが想定されていることなど、JIAが本取引について対象者の投資主の利益とは異なる利害関係を有することから、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引であると考えられることに鑑み、今般の完全子法人化取引の提案に対する対象者の判断の公正性に疑義を生じさせない観点から、JIAの代表取締役としてJIAとみずほリースとの間のJIA株式の譲渡取引に関する協議にのみ参加し、本特別委員会の設置及びそれ以降の対象者役員会（上記の2025年11月6日開催の対象者役員会及び上記の2025年12月19日開催の対象者役員会を含みます。）の本取引に係る審議及び決議、また公開買付者並びにその親会社との本取引に関する協議に加わっていないとのことです。

対象者の投資主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置等

(訂正前)

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間として、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付期間を法定期間より長期に設定することにより、対象者の投資主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者にも対象者投資口の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間として、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、38営業日に設定しております。公開買付期間を法定期間より長期に設定することにより、対象者の投資主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者にも対象者投資口の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

<後略>

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(訂正前)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を完全子法人化する方針であり、本公開買付けにより、対象者の発行済投資口の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者の投資主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しています。具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後、本投資口併合を行うことを付議議案に含む臨時投資主総会（以下「本臨時投資主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時投資主総会において上記議案に賛成する予定です。また、本書提出日現在において、本臨時投資主総会の開催日は2026年2月中旬頃を予定しております。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を完全子法人化する方針であり、本公開買付けにより、対象者の発行済投資口の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者の投資主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しています。具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後、本投資口併合を行うことを付議議案に含む臨時投資主総会（以下「本臨時投資主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時投資主総会において上記議案に賛成する予定です。また、本書提出日現在において、本臨時投資主総会の開催日は2026年2月下旬～3月下旬頃を予定しております。

<後略>

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年11月7日（金曜日）から2025年12月19日（金曜日）まで（30営業日）
公告日	2025年11月7日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年11月7日（金曜日）から2026年1月7日（水曜日）まで（38営業日）
公告日	2025年11月7日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年12月26日（金曜日）

(訂正後)

2026年1月15日（木曜日）

公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2025年12月19日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年11月7日付「公開買付開始公告」の変更として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。

なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。